

(別紙)

熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について

1 対象工事等

(1) 対象工事

主たる工種が屋外作業である森林土木工事および造林工事を対象とする。
ただし、工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除くものとする。

(2) 対象地域

すべての地域を対象とする。

2 用語の定義

(1) 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。

(2) 工期

通常積算により算出した工期をいう(通常工期。余裕ある工期期間除く)。

なお、工期に年末年始を含む工事では年末年始休暇分(12月29日～1月3日)として6日間、8月を含む工事では夏季休暇分として土日祝祭日を除く3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ただし、年末年始休暇6日間と、夏季休暇3日間について、これより少ない日数を休暇とする場合においても、工期から除外する日数の短縮は行わないものとする。逆に、施工業者がこれよりも多い日数を年末年始休暇あるいは、夏季休暇とする場合においては、その日数は工期に含まない。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

なお、工期期間中の真夏日には、作業をしていない日(土日祝日や休業日)を含むものとする。

また、フレックス工期制(令和2年1月15日付け水林総第1378号)及び余裕ある工期設定(昭和58年8月27日付け建管第843号)を採用する場合において、通常工期内でかつ実工期の始期前と終期後及び、通常工期を超過した期間の真夏日は、カウントしない。

3 積算方法等

(1) 補正方法

ア 現場管理費率の補正は、受注者より提出された計測結果の資料をもとに、真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算するものとする。

なお、補正は最終変更契約において行うものとし、補正値の算定は、次によるものとする。

$$\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}$$

イ 「森林土木事業設計積算要領」における「現場管理費率の補正」の「施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正」と合わせて適用する場合の補正値の上限は、2.0%とする。

ウ 補正値及び真夏日率は、小数点以下3位を四捨五入して、2位止めとする。

(2) 補正係数

補正係数は、1.2

(3) 現場管理費の計算

$$\text{対象純工事費} \times \left((\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}^{*1} + \text{補正値}^{*2}) \times \text{補正係数}^{*3} \right)$$

※1：施工地域による補正係数

※2：施工時期・工事期間による補正率、緊急工事による補正率及び、真夏日による補正率の和

※3：「週休2日制を促進する森林土木工事の試行について」による補正

4 気温の計測方法等

工事着手前に受注者より提出される施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載させることとする。

(1) 計測方法

気温の計測方法については、工事現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所または地域気象観測所の気温の計測結果を用いることを標準とする。

ただし、あらかじめ工事監督員と協議の上、気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づき気象庁以外の者が行う気温の計測結果又は工事現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた気温の計測結果を用いることも可とする。

(2) 気温の補正方法

(1)の気温の計測結果は、次の算定式により補正を行うものとする

【算定式】

$$\text{補正後の気温 (}^\circ\text{C)} = \text{気温 (}^\circ\text{C)} - \text{標高差 (m)} \times 0.6 / 100 \text{ (m)}$$

※補正後の気温は、小数点第2位四捨五入1位止めとする。

ただし、標高差 (m) = 工事現場の標高 (m) - 計測箇所の高 (m)

※標高差の値は、小数第1位四捨五入整数止めとする。

※工事現場の標高は、作業(仮設工事を含む)を行う最も標高が低い箇所とし、標高値の判読が困難な場合は10m未満切り捨てとする。

(3) 計測結果の報告

施工計画書に基づき、計測結果の資料を提出させるものとする。

5 施工箇所が点在する工事への適用

施工箇所が点在する工事については、点在する箇所ごとに補正を行うことができるものとする。

6 契約手続等

- (1) 今後発注予定の工事に対しては、熱中症対策に資する現場管理費率の補正を行う旨を特記仕様書に明示する（別添記載例参照）。
- (2) 第1回の打ち合わせ時に、熱中症対策に資する現場管理費率の補正の適用について協議するものとする。
- (3) 協議においては、施工計画書に記載された計測及び結果報告の方法について、工事監督員が適正かどうかを確認すること。

ただし、当初より熱中症対策に資する現場管理費率の補正の適用を希望しない場合には、施工計画書への工事期間中における気温の計測方法当の記載及び計測結果の報告を不要とし、設計変更は行わないものとする。

- (4) 受注者は計測結果を概ね工事完了日の20日前までに工事監督員に提出することとし、工事監督員は、計測方法及び計測結果を確認し適正と判断した場合には最終設計変更時に補正の適用を行う。

なお、計測期間については、受発注者間が協議の上で決めることとする。

- (5) 補正適用の変更後に、工期内に真夏日があった場合や、早期完成により工期が短くなった場合でも設計変更は行わない。

7 その他

上記の取扱いについて、地域の実情により対応が困難な場合等については、これによらないことが出来る。

【特記仕様書記載例】

○ 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

2 用語の具体的な内容は次のとおりである。

(1) 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

(2) 工期

通常積算により算出した工期をいう(通常工期。余裕ある工期期間除く)。

なお、工期に年末年始を含む工事では年末年始休暇分(12月29日～1月3日)として6日間、8月を含む工事では夏季休暇分として土日祝祭日を除く3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

なお、工期期間中の真夏日には、作業をしていない日(土日祝日や休業日)を含むものとする。

また、フレックス工期制(令和2年1月15日付け水林総第1378号)及び余裕ある工期設定(昭和58年8月27日付け建管第843号)を採用する場合において、通常工期内でかつ実工期の始期前と終期後及び、通常工期を超過した期間の真夏日は、カウントしない。

3 入札後に受発注者間で協議の上で、補正の適用を行うかどうか決定する。

4 補正の適用を行う場合、受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、工事監督員へ提出する。

5 気温の計測方法については、工事現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所または地域気象観測所の気温の計測結果を用いることを標準とする。

ただし、あらかじめ工事監督員と協議の上、気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づき気象庁以外の者が行う気温の計測結果又は工事現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた気温の計測結果を用いることも可とする。

6 気温の計測結果は、次の算定式により補正を行うものとする。

【算定式】

$$\text{補正後の気温(℃)} = \text{気温(℃)} - \text{標高差(m)} \times 0.6 / 100 \text{(m)}$$

ただし、標高差(m) = 工事現場の標高(m) - 計測箇所の標高(m)

7 受注者は、工事監督員へ計測結果の資料を提出すること(概ね工事完了日の20日前)。

8 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料をもとに工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設

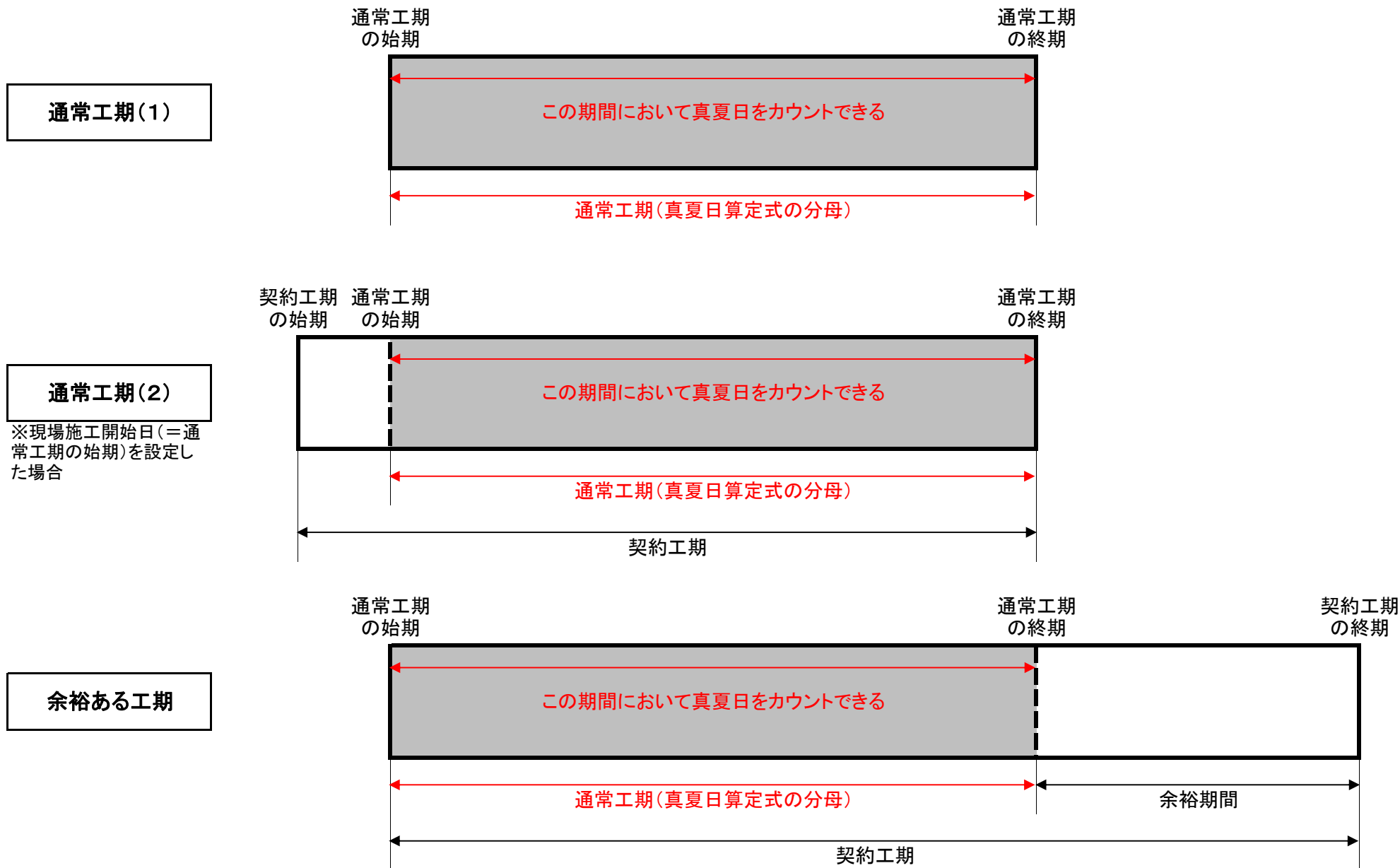
計変更を行うものとする。

$$\text{補正率 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{\ast}$$

※補正係数：1.2

なお、計測期間については、受発注者間が協議の上で決めることとする。

○工期・真夏日のイメージ(1/2)

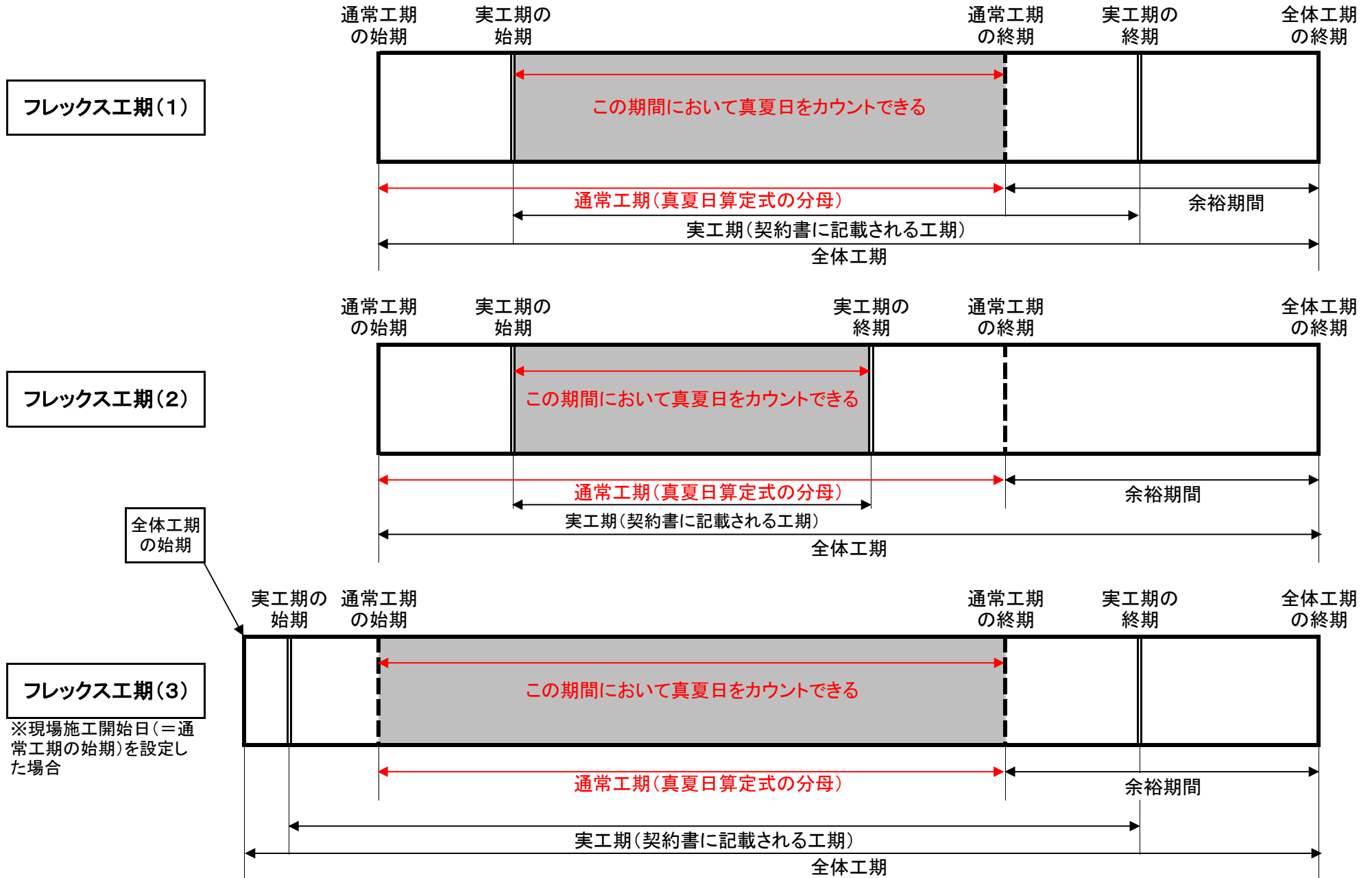


注1: 通常工期とは、通常の積算により算出した工期をいう。

2: 通常工期より短い期間で工事が完了した場合、その期間内で真夏日をカウントすること。

3: 熱中症対策の補正変更適用後に真夏日があった場合はカウントしない。

○工期・真夏日のイメージ(2/2)



注1: 通常工期とは、通常の積算により算出した工期をいう。

2: 通常工期より短い期間で工事が完了した場合、その期間内で真夏日をカウントすること。

3: 熱中症対策の補正変更適用後に真夏日があった場合はカウントしない。